# 協会的心思思思島支部からのお知らせ



知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします

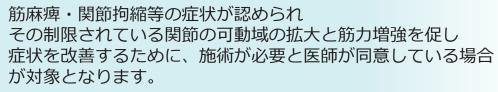


# あんま・マッサージの正しいかかり方

あんま・マッサージの施術について一定の要件を満たす場合は 「療養費」として健康保険の対象になります。

● 健康保険の対象となるのはどんなとき?

**A 。** 医師があんま・マッサージの施術について 同意しているとき!







単に疲労回復や慰安を目的としたものや疾病予防のマッサージ 等を受けた場合は対象となりません。

~あんま・マッサージ施術を受ける場合の注意事項~

#### 1定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って継続して「あんま・マッサージの施術」を受けるには、6か月ごとに文書による医師の同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。

### ②療養費支給申請書の内容を確認した上で必ずご記入ください

「療養費支給申請書」には、傷病名・日数・金額などが記載されていますので、よく確認した上でご自身でご記入ください。

### ③領収証は必ずもらいましょう

領収証は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

【お問い合わせ先】業務グループ ☎099-219-1734(自動音声案内①番)

# メールマガジン「げんき通信」 会員登録 募集中!



協会けんぽ鹿児島支部では、メールマガジン「げんき通信」を月1回配信しております。健康保険に関する 旬な情報や健康づくりのヒントなどを掲載しております。**次年度の「保険料率決定」についても臨時号で配信** を行いますので、いち早く情報を得られます!

ぜひご登録ください!! /

#### 特にメールマガジン登録をお勧めする方

☑健康保険委員の方(登録手続きの際に、メールアドレスを記入してください) 団健康保険の手続きをされる方(事務担当の方や保険給付の申請をされる方) ☑健康づくりに興味がある方(健康情報を必要とされる方)



#### うやって登録するの?





パソコンから

協会けんぽ鹿児島 メールマガジン



スマートフォンから

二次元コードを読み取り



# 健康保険委員の登録をお願いします!

約2,700名 の方が登録!!

従業員の皆さまと協会けんぽとのパイプ役を担っていただくサポーター「健康保険委員」を募集しています。 健康保険委員の役割は、健診や健康づくりの呼びかけや健康保険制度の周知など、「事務ご担当者さまの普段の お仕事内容」です。

## 登録するとこんな特典があります!

(1) 健康保険制度と医療費の仕組みや、 健康保険給付の詳しい内容等が満載の 事務手続きの手引きを 送付します!



(2) 健康情報満載の情報誌 を年数回、郵送にてお届け します。



(3) 健康保険事業の最新情報の提供 や専門家を招いての研修会に 優先案内します。(自由参加・ 参加費無料・WEB開催も検討中!)



4 活動年数や功績等に応じて 「表彰」される制度があり、 広報誌に掲載されます。



健康保険委員に登録しても、強制的な負担が増えることはありません。 (研修会等への参加は自由です。会費や登録料もかかりません。)

◆登録はFAXで簡単にお申込できます。詳しくは協会けんぽ鹿児島支部のホームページをご確認ください。

申請時に「メールマガジンの登録」のためのメールアドレスを記入いただき ますと、メールマガジンにも登録できます。(協会けんぽで代行登録します)

協会けんぽ鹿児島 健康保険委員



【お問い合わせ先】企画総務グループ 8099-219-1734(自動音声案内④番)



〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階 TEL: 099-219-1734(代表) FAX: 099-219-1743





~協会けんぽ鹿児島支部ホームページ~



